



地方分権改革に関する提案募集に係る令和4年の提案について

令和4年4月28日
本部事務局

1 対応方針（案）

提案募集においては、関西広域連合の大括り方式や特区方式の提案にも個別の事務・権限に関する具体的支障事例が求められ、支障事例を示しても所管府省が自ら対応するため移譲は認めない、という状況が平成26年の開始以来継続している。

そこで、本年は、広域連合制度の本来の趣旨に立ち返り、次に掲げる方針により提案を行う。

(1) 「広域行政ブロック単位の広域連合」の役割の法制化と権限移譲要請権の抜本的拡充

広域行政需要への対応と権限移譲の受入体制整備という広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことを踏まえ、国と地方の役割分担において「広域行政ブロック単位の広域連合」(※)を法的に位置づけること及び権限移譲要請権を抜本的に拡充することを提案する。

※ 各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合

(2) 資格免許・登録事務におけるデジタル化の推進

関西広域連合・構成団体で実施している資格免許・登録事務について、申請者の手続負担の軽減及び申請受付事務の簡素化を図るため、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によるデジタル化を提案する。

(3) 構成府県市提案事項に係る共同提案の調整

構成府県市の提案事項について広域連合から他の構成団体に共同提案意向を確認し、同意が得られたものは関西広域連合・同意団体の共同提案とする。

2 関西広域連合からの提案候補（案）

(1) 「広域行政ブロック単位の広域連合」の役割の法制化と権限移譲要請権の抜本的拡充

国と地方の役割分担の中に「広域行政ブロック単位の広域連合」を法的に位置づけることにより、関西広域連合が国の事務・権限移譲の受入主体であることを明確化する。

あわせて、権限移譲要請権の拡充及び移譲の前段階としての「地方分権特区(仮称)」の導入により、包括的な事務・権限の移譲に向けて、客観的な検証に基づく建設的な議論を国との間で行うことを可能とする。

提案事項	提案概要
①「広域行政ブロック単位の広域連合」の役割の法制化	広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。
②広域連合制度における国の事務の移譲要請権の拡充	要請できる事務の範囲の拡大、具体的な基準・手順等の明確化、広域連合長の移譲要請を受けた国の行政機関の長の協議応答・支障立証義務の明確化を求める。

提案事項	提案概要
③広域連合制度における「地方分権特区(仮称)」の導入	実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区(仮称)」の導入、広域連合長の実証実験要請を受けた国の行政機関の長の協議応答・支障立証義務の明確化を求める。

(2) 資格免許・登録事務におけるデジタル化の推進

関西広域連合・構成団体で実施している資格免許・登録関係手続について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」(※1)によりデジタル化することにより、申請者の本籍地、婚姻による氏名の変更等の確認のために必要となる戸籍抄(謄)本等の申請書への添付(※2)の不要化をはじめ、申請者の手続負担の軽減及び申請受付事務の簡素化を可能とする。

提案事項	提案概要
④資格免許・登録関係手続のデジタル化	次に掲げる資格免許・登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している関西広域連合において同システムを利用可能とすることを求める。
関西広域連合実施分	④-1 調理師免許交付事務 ④-2 製菓衛生師免許交付事務 ④-3 全国通訳案内士登録事務
構成団体実施分	④-4 クリーニング師免許交付事務 ④-5 登録販売者登録事務

- ※1 マイナンバーを活用して国家資格に係る各種申請手続や資格保有証明をデジタル化するシステム(R6 運用開始予定)。まずは税・社会保障に係る32国家資格が対象(関西広域連合で一元化している准看護師を含む)、その他300資格は令和7年度以降順次拡大とするのみで詳細不明
- ※2 戸籍情報が当広域連合での登録情報と一致するまで遡ることが必要となることも多く、申請者にとって何度も戸籍謄本等の取り寄せを行う手続は煩雑、かつ、申請受付担当者にとっても申請者へ何度も再提出依頼・説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費消

3 スケジュール

(1) 関西広域連合提案の調整

- 5月上旬～ 内閣府地方分権改革推進室との事前相談
6月1日 本提案内閣府提出期限

(2) 構成府県市提案事項に係る共同提案の調整

- 4月下旬 共同提案意向照会(本部事務局→構成団体)
5月中旬 共同提案取りまとめ結果送付(本部事務局→構成団体)
6月1日 本提案内閣府提出期限